梅ちゃん先生の法律相談

第18回

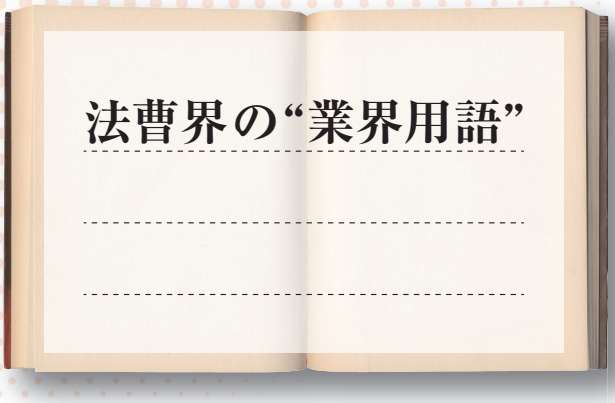

法曹界の“業界用語”

公益社団法人日本照明家協会監事　梅本寛人（弁護士）

1　法曹界にも「業界用語」がある

私が当協会の監事になったころ、皆様が昼夜を問わず「おはようございます」と挨拶されていたのを目にしたときは、本当にそう挨拶するのだなと妙に感心した記憶があります。この「おはようございます」という挨拶の方法は、業界「用語」というよりは業界内の「慣行」というのが正確かもしれませんが、皆様の業界には、このほかにも業界用語と呼ぶにふさわしい様々な表現があるものと思います。

このような業界用語は、私が属する法曹界（弁護士、裁判官、検察官の業界）にも少なからず存在します。「業界用語」というよりも、難しい「法律用語」を多用するので、それが業界用語のように使われているといえる場合もありますが、今回のコラムでは、法曹界における業界用語を少しご紹介したいと思います。

2　ある日の民事裁判の法廷

（裁判長）それでは開廷します。本日は、本件貸金請求事件の第1回口頭弁論期日ということになります。まず原告は訴状を陳述されますか？

（原告代理人）陳述します！

（裁判長）被告は、本日は欠席し答弁書を提出していますので答弁書は擬陳といたします。答弁書には詳細は「追って」とありますので、次回期日の1週間前には詳細な認否・反論を記載した準備書面及び必要な書証を提出するよう期日間に指示します。それでは、次回期日を決定したいと思いますが、次回からは本件を弁論準備手続に付したいと思いますがよろしいでしょうか。

（原告代理人）しかるべく。

（裁判長）それでは、○月○日の午後2時からはいかがでしょうか。

（原告代理人）えーと、その日は○×△の予定がありまして差し支えます！

（裁判長）では、○月○日午前11時はいかがでしょうか？

（原告代理人）お受け致します。

（裁判長）それでは、次回弁論準備手続を○月○日午前11時と指定します。被告には、請書を提出するように指示いたします。本日はこれにて閉廷します。

以上は、ある地方裁判所での民事裁判の第1回目裁判のやり取りを再現したものです。民事裁判というのは、ある人がある人に対して「金を返せ」「損害を賠償せよ」「家を明け渡せ」というように一定の行為を請求する裁判のことです。この民事裁判を提起して第1回目の裁判を迎えたときのやり取りを、若干「業界用語」を多めに再現しています。ちなみに、通常の民事裁判での1回目裁判でのやり取り（特に上記の例のように被告が欠席した場合）は、概ね以上のようなものでして、時間にしてわずか2～3分程度で終了します（私は、過去に、原告の代理人として、鹿児島の裁判所でこのやり取りをするためだけに出張したことがあります。これだと鹿児島であっても日帰り可能です…涙）。

さて、上記のやり取りをお読みになって、意味が分かりましたか？

おそらく、何のことやら意味不明であると思います。ちなみに、民事裁判の法廷は、大きな案件は別としまして、通常の案件の場合、複数の案件が何件も同じ時刻に指定されており、以上のようなやり取りが次から次へとなされます。もちろん、裁判は公開され誰でも傍聴できますが、民事裁判を傍聴しても、つまらないことこの上ありません（ということで傍聴するなら刑事裁判をオススメします。）。

以下では、上記のやり取りで出てきた言葉の意味を中心に、法曹界の業界用語について説明したいと思います。

3　用語の意味

(1) 事件

一般的に「事件」というと「犯罪事件」の意味で用いられますが、法曹界では、単に「案件」のことを指す言葉です。弁護士からみると依頼を受けた「案件」＝「事件」です。殺人事件、強盗事件ももちろん「事件」ですが、民事や家事の案件もすべて「事件」であり、「貸金請求事件」「建物明渡請求事件」「夫婦関係調整調停事件」（いわゆる「離婚調停」のこと）などと言ったりします。

(2) 口頭弁論期日

民事裁判において、公開の法廷に

おいて行われる「裁判の日」という意味です。これが刑事裁判では「公判期日」という言い方をします。民事裁判であるのに「本日の公判では…」という言い方をするのは法律的には誤りです。また「期日」という言い方も法曹界では頻出です。これは裁判所で手続が行われる「日」のことです。「口頭弁論期日」「弁論準備手続期日」「公判期日」「調停期日」などなど色々な「期日」があります。

(3) 陳述します！

民事裁判の法廷において多用する言葉です。民事裁判の法廷では、事前に提出されている「訴状」や「答弁書」「準備書面」といった書類を逐一読み上げることはしません。単に「陳述します！」とだけ述べれば、それで全部を読んだことになります。上記の例のように、第1回目の裁判の日には、裁判官から「原告は訴状を陳述されますか?」と必ず聞かれますので、すかさず少し立ち上がって「陳述します！」と答えればそれでOKです（一礼だけでも良いです）。もっと簡略化して、裁判官が「では、原告は訴状陳述！」と言い、原告が「はい」とだけ答えて終わることもあります。

(4) 擬陳（ぎちん）

「擬制陳述」（ぎせいちんじゅつ）略して「擬陳」です。上記の例にように被告は、地方裁判所での第1回目の期日においては欠席することが法律上許されています。もっとも、「答弁書」と呼ばれる訴状に対する反論等を書いた文書を事前に出しておかなければなりません（出さずに欠席してしまうと、原則として、1日目で裁判は終結し、原告の言い分を全て認める判決が出されます）。そして、欠席しているにもかかわらず、この「答弁書」を陳述したこととみなすというのが「擬制陳述」です。

(5) 書証（しょしょう）

ズバリ「証拠書類」のことです。「証拠書類」とそのまま言えばいいとは思うのですが…。他方、証人のことを「人証」（にんしょう）と言います（こうなるとザギン（銀座）、ギロッポン（六本木）とあまり変わりませんね　笑）。

(6) しかるべく

漢字で書けば「然るべく」。何とも古めかしい言い方ですが、法廷ではまだまだ結構使います。ニュアンスとしては「諸手を挙げて賛成」というほどではないけれども、そう仰るのであれば「まあどうぞ」という程度で、賛意を表す言葉です。

(7) 差し支えます！

「しかるべく」以上によく使うのがこの「差し支え」です。一般的には「支障がある」という意味でしょうが、法曹界では「他に予定等があってダメ」という意味になります。ということで、弁護士は、法廷に限らず、何か日程調整をする場面ではこの「差し支え」をつい使ってしまいます。

(8) 請書（うけしょ）

正式には「期日請書」と呼ばれる書面のことです。被告は、第1回目の口頭弁論期日に欠席しておりますが、第2回目の期日については裁判所から連絡があります。その際、被告は、この「期日請書」と呼ばれる書面を裁判所に提出（FAXでも可）しなければなりません（民事訴訟法94条2項等）。出し忘れは厳禁です。

(9) ほかにもある用語

以上が、先に書いた裁判でのやり取りで出てきた用語の意味ですが、他にも業界用語をご紹介したいと思います。

① J、P、B

これは「用語」というよりも「隠語」ですが、「J」とは裁判官（=Judge）、「P」とは検察官（=Prosecutor）、「B」は弁護士（なぜBかは諸説あります）のことです。「あのJは優しい」とか「P庁」（検察庁）などと使います。

② 「遺言」（いごん）、「競売」（けいばい）、「兄弟姉妹」（けいていしまい）、「没取」（ぼっとり）読み方が特殊（一般と違う）という言葉たちです。このうち「没取」は、刑事事件において被告人が「保釈」された際に納付した「保釈保証金」につき、被告人が逃走等をしてしまったため戻ってこない場合のことですが、「ぼっしゅ」と読むと「没収」（「没収」は刑罰の一つ）と混同するので、あえて「ぼっとり」と読みます（似たケースとして「科料」を「とがりょう」、「過料」を「あやまちりょう」と読むことがあります）。他方、「いごん」「けいばい」「けいていしまい」は何故そう読むのか、よく分かりません…

4　いかがでしたか？

以上、法曹界の業界用語のいくつかをご紹介しましたがいかがだったでしょうか？もっとも、裁判というのは、本来、国民のために行われるものであり、一般の方々に意味が通じないこの種の「業界用語」の多用は、好ましいこととはいえないのかもしれません。私も、ご依頼者やご相談者の方には、「業界用語」をなるべく使わないように気をつけておりますが、つい使ってしまうこともありますので、その際はご遠慮なくご質問下されればと思います。